

中国独禁法の新発展 及び知的財産の保護

姜麗勇

高朋法律事務所

2010年11月17日, 北京

何故独禁法は重要でしょうか？

- 大手企業は特別の法律義務を定められています
- 守らなければ高額の罰金を課せられます
- 企業合併のタイミングに大きな影響があります
- 域外適用の効力が発生します
- 知的財産の使用について改めに定められています

中国《独禁法》の新発展

- 関連立法のプロセス改善速度は速めています、法律体系は徐々に改善されています
- 独禁申告及び審査は頻繁に申請されています
- 独禁協議及び市場支配機能の濫用は多くありません
- 訴訟案件が多くあります

執行機構

MOFCOM
WWW.MOFCOM.GOV.CN



Ministry of Commerce of the People's Republic of China
Anti-monopoly Bureau



商務部独禁局は経営者を審査し集中して申告しています。

執行機構



国家發展改革委員會は価格関係の独禁協議及び市場支配立場濫用行為を管理しています。



執行機構



国家工商総局は価格関連以外の独禁協議及び市場支配立場濫用を管理している。



法律法規の体系

1

中華人民共
和国独禁法

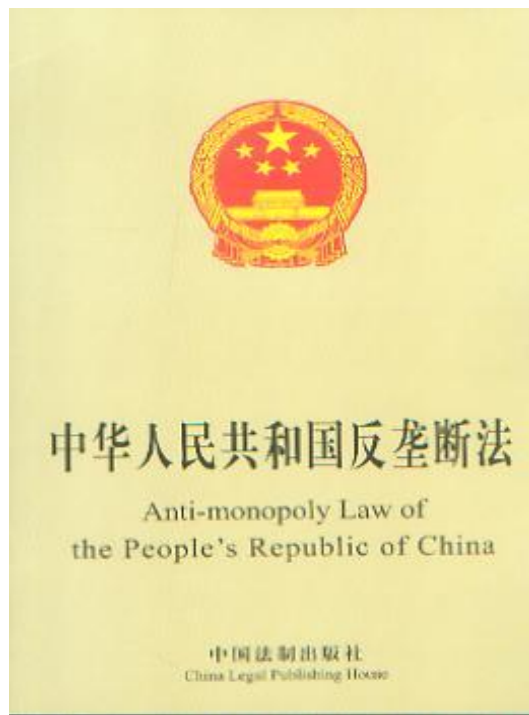
2

国务院より公
布した関連規
程

3

商務部、工商総
局、国家發展改
革委員会より公
布したその他の
規定等

法律法規體系



国務院より公布した法規及び指針



ドキュメント名	公布日
《国務院の経営者集中申告標準の規程について》	2008年8月3日
《国務院独禁委員会の関係市場を決定する指針について》	2009年5月24日
《金融業界の経営者の申告の売上額についての計算方法》	2009年7月15日 (2009年8月15日 より有効)
《知的財産関連の独禁法を執行指針》	意見を募集中

商務部より公布した関連規定

ドキュメント名	公布日
《経営者集中申告方法》	2010年1月1日より実施
《経営者集中審査方法》	2010年1月1日より実施
《経営者アンチ独占審査執行指針》	2009年1月1日
《商務部経営者集中アンチ独占審査の流れ》	2009年1月1日
《経営者集中申告の指導意見》	2009年1月5日
《経営者集中申告表》	2009年1月5日
《経営者集中申告資料の指導意見》	2009年1月5日

商務部公布した関連規定(続き)

ドキュメント名	公布日
《経営者集中資産また業務を剥離の暫定規定について》	2010年7月5日
《法律に従って申告していない経営者に対しての集中調査及び処罰についての暫定方法について》	意見募集中
《申告標準に達していなく独占疑いがある経営者に対しての証拠収集の暫定方法について》	意見募集中
《申告標準に達していなく独占疑いがある経営者に対しての集中調査及び処罰の暫定方法について》	意見募集中

工商総局より公布した関連規定

ドキュメント名	公布日
《工商行政管理機関が行政権力を濫用し競争行為を排除、制限するプロセスの規定》	2009年7月1日より実施
《工商行政管理機関独占協議、市場支配社立場の濫用を取り調べる案件のプロセス規定》	2009年7月1日より実施
《市場支配社立場濫用の禁止の関連規定》(意見募集の下書き)	意見募集中
《独占協議行為の禁止についての規定》(意見募集の下書き)	意見募集中

国家発展改革委員会より公布した関連規定

ドキュメント名	備考
《価格独占禁止規定》	意見募集中

実施状況

- 経営者集中面:独禁法実施して2年、商務部が経営者からの集中申告約140件余りを受理、内無条件許可130件、条件付許可6件、集中禁止1件。
- 独占協議及び濫用面:現在まだ処罰案件を公表していない。
- 訴訟面:10件を超過。



經營者集中



責任機関及び審査のプロセス

MOFCOM
WWW.MOFCOM.GOV.CN



Ministry of Commerce of the People's Republic of China
Anti-monopoly Bureau



商務部は商務部アンチ
独占局へ法律に基づき
経営者からの集中申告
を受け、審査する権力
を与えている。

責任機関及び審査のプロセス

アンチ独占局

総合処

競争政策処

調査一処

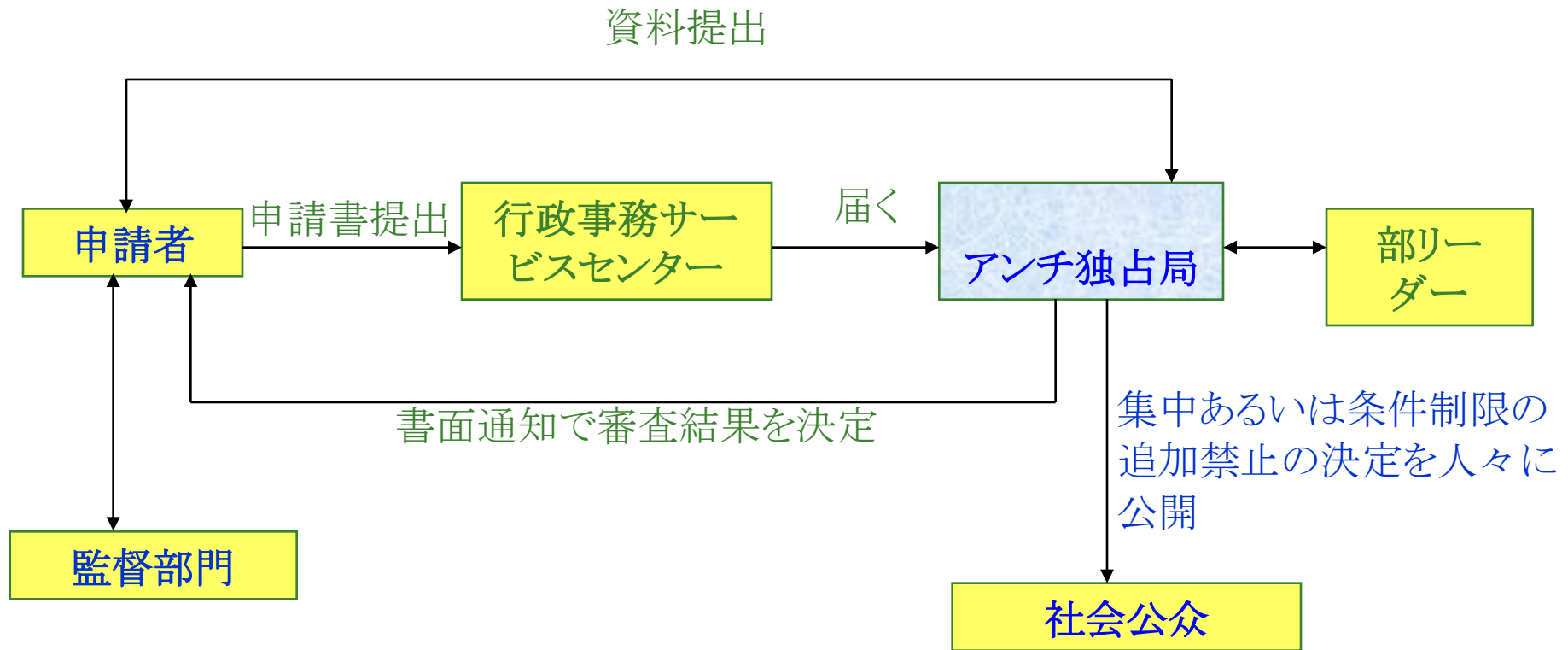
調査二処

監査執行処

経済分析処

責任機関及び審査のプロセス

商 務 部 経 営 者 集 中 ア ン チ 独 占 審 査 の 流 れ



責任機関及び審査のプロセス

段階	期限	可能な結果	通過か否か	
第一段階	<=30日	更なる審査の決定		未確定
		更なる審査無しの決定	制限性条件追加	条件付審査合格
			制限性条件追加なし	審査合格
		未決定		審査合格
第二段階	<=90日また特別な場合60日以内に延長	決定禁止		禁止
		決定禁止しない	制限性条件追加	条件付審査合格
			制限性条件追加なし	審査合格
		未決定		審査合格

経営者集中審査、指示情況の概略

- 商務部の集中及び追加制限性条件集中禁止決定は全部決定の5%、残りの95%の集中は全て追加制限性条件、審査合格。

“経営者集中”ってなに？

経営者合併

経営者は株または資産の獲得を通じて他の経営者をコントロールする

経営者は契約書等を通じて他の経営者をコントロールする。あるいは他の経営者に大きな影響を与える。

経営者
集中

売上額の計上の一般的なルール

申告標準

全世界の売上額合計は
100億元を超えている。

少なくとも**2名**の経営者
は中国での売上額は**4億**
元を超えている。

或

中国での売上額は**20億**
元を超えている。

少なくとも**2名**の経営者
は中国での売上額は**4億**
元を超えている。

ベンチャー企業

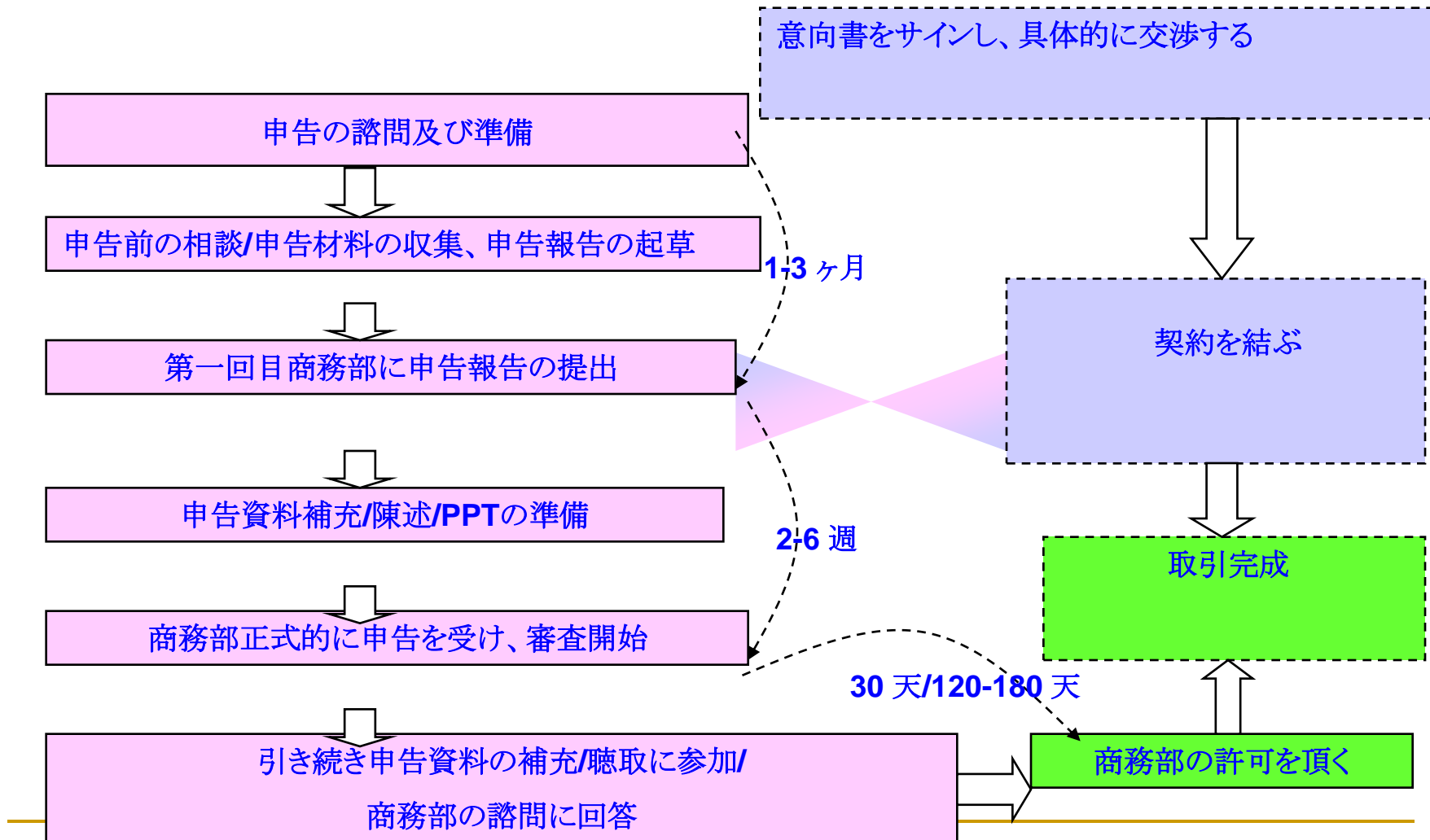
“ベンチャー企業”



ベンチャー企業もアンチ独占申告の必要性について争議がある。


現段階の商務部の執行結果を根拠にベンチャー企業も申告必要があります。

申告のプロセス



法律的意見:安全取引及び法律リスク

- 法律規定集中を実施する場合、商業部は以下の行動を取る:
- 集中実施の停止を命じる;
- 株また資産の期限内に処置する;
- 期限内業務の譲渡及び必要手段を取り集中前の状態に回復させる;
- 五十万元以下の罰金
(《独禁法》第48条)



最近の一部経営者集中ケース
からの啓示

最近の一部経営者集中ケース からのヒント



コーカコーラが汇源を買収する件

英博グループがAB社を買収する件

三菱麗揚社が路彩特社を買収する件

GM社が德尔福社を買収する件

辉瑞社が惠氏社を買収する件

Panasonic社が三洋社を買収する件

诺华社が爱尔康社を買収する件

コーカコーラが汇源社を買収

申告: 2008年9月18日，コーカコーラは申告資料を商務部に提出。2008年9月25日，10月9日，10月16日，11月19日，商務部の要請に応じ，コーカコーラ社は4回補充資料を提出。

審査: 11月20日，商務部正式的に本案を受理、審査開始。

更なる審査: 商務部は2008年12月20日に最初審査を実施後，更なる審査を決定。

決定: 商務部はコーカコーラが汇源社の経営者集中を禁止する



コーカコーラが汇源社を買収

関連要素

波及効果

商務部指摘：コーカコーラ社は炭酸飲料水市場の支配力を果実飲料水市場に波及効果を及す可能性がある。



自由裁決権の範囲が広い

競争を制限・排除影響をあるか否かの際に、商務部は**広い範囲の自由裁決権**を持っている

コーカコーラが汇源を買収

有名商標

商務部は有名商標及び有名ブランドの経営者集中に注目の傾向があります。

他の裁判区の経験

商務部は他の裁判区の経験を重要な参考根拠として取り扱っています(本件の伝導効果のように)

関係者の意見

制限性条件を提出する前に、商務部はよく関係者(包括競争者, 上下游企业, 行业协会, 有关政府部门, 专家以及消费者)の意見を求めます。

三菱レイヨン社がLucite社を買収する件



商務部は今回の買収は競争を制限、排除し、また中国のMMA市場及び川下市場に悪影響を及ぼす可能性がある。商務部は制限性条件付の形で本件を解決する。

三菱レイヨン社がLucite社を買収する件

組織性救済

- 一定期間内に産能を剥離する
- 王冠ダイヤモンド条項

行為性救済

- 集中参加を求める経営者は新しい買収を禁止されている
- 集中参加を求める経営者は商品またサービスの提供を承諾する
- 集中参加を求める経営者は新しい企業の設立を行ってはならない

組織性救済と行為性救済の混合

三菱レイヨン社がLucite社を買収する件

注目要素

縦効果

競争分析する際に、**商務部は横競争だけではなく縦効果も考慮します。**

制限性条件違反の法的結果

集中参加の経営者は承諾を守らない場合、商務部より定められた罰金を課せられます。



Panasonic社が三洋社を買収する件

2009年1月21日に、商務部はPanasonic社が三洋社を買収する申請を受けました。2009年10月22日に申告側は最終救済案を提出。2009年10月30日に商務部は最終審査決定を下しました。本案は商務部のアンチ独占審査歴史の中で初の審査段階（第三段階）延長の案件でした。

Panasonic社が三洋社を買収する件

2009年10月30日、商務部は条件付きで Panasonic社が三洋社買収案に対してアンチ独占審査決定を下しました。

競争注目

商務部の競争注目点は、当該集中はコイン型リチウムバッテリー、一般ニッケルバッテリー及び車用ニッケルバッテリー市場において競争を制限、排除する影響を及ぼす。



Panasonic社が三洋社を買収する件

救済措置

- コイン型リチウムバッテリー、一般ニッケルバッテリー及び車用ニッケルバッテリーの関連業務を剥離する：
 - 三洋社の全コイン型リチウムバッテリー業務を剥離する；
 - 三洋社またPanasonic社の一般ニッケルバッテリー業務を剥離する；
 - Panasonic社の車用ニッケルバッテリー業務を剥離する。

Panasonic社が三洋社を買収する件

救済措置

- 車用ニッケルバッテリー市場において、PEVE社に対して制限する：
- Panasonic社がPEVE社に対しての出資比率は40%から19.5%まで下げました。PEVE社の株主総会での表決権、取締役決定権及びPEVE社の親会社トヨタ社との合併契約書の車用バッテリー業務に関する否決権を放棄しました。PEVE社の社名もPanasonicの文字を削除されました。

啓示

1

アンチ独占申告を企業買収する際の重要要素である

2

アンチ独占報告の起草

3

商務部からの質問に対して迅速に回答

4

関係側に対しての営業

5

代替案の準備



独 占 協 議



独占協議の概略



中华人民共和国国家工商行政管理总局

State Administration For Industry & Commerce of the People's Republic of China



国家工商総局

国家工商総局は独占協議、市場支配立場の濫用及び行政的独占行為（価格独占を含まない）を監督しています。

独占協議の概略



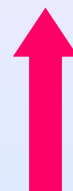
国家發展改革委員会

国家發展改革委員会は価格独占協議、市場支配立場の濫用による価格独占行為及び行政的独占による価格違法行為等を監督しています。

独占協議の定義

独占協議の決定は以下を注意しなければならない：

- 二社また二社以上の経営者より成立する。
- 独占協議の目的は競争を排除、制限するため。
- 独占協議の表し方は協議、決定またその他の協同行為。



経営者行為の一致； 同様また似ていて且合理的理由がない。

独占協議の認定原則

中国の独禁法により独占協議についての認定原則:

- 原則的に禁止、条件付き免除
- 《独禁法》にて独占行為を多数列挙し、禁止しています。ただし、経営者《独禁法》に基づき抗弁が許される。

独占協議の表し方

1

書面的協議また書面的決定

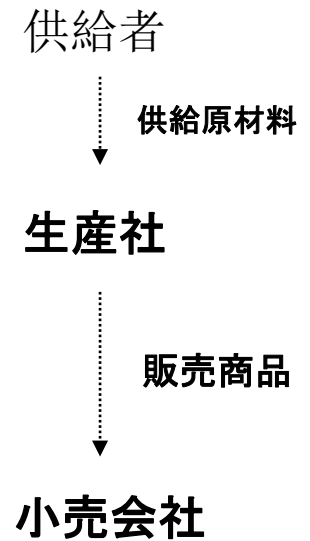
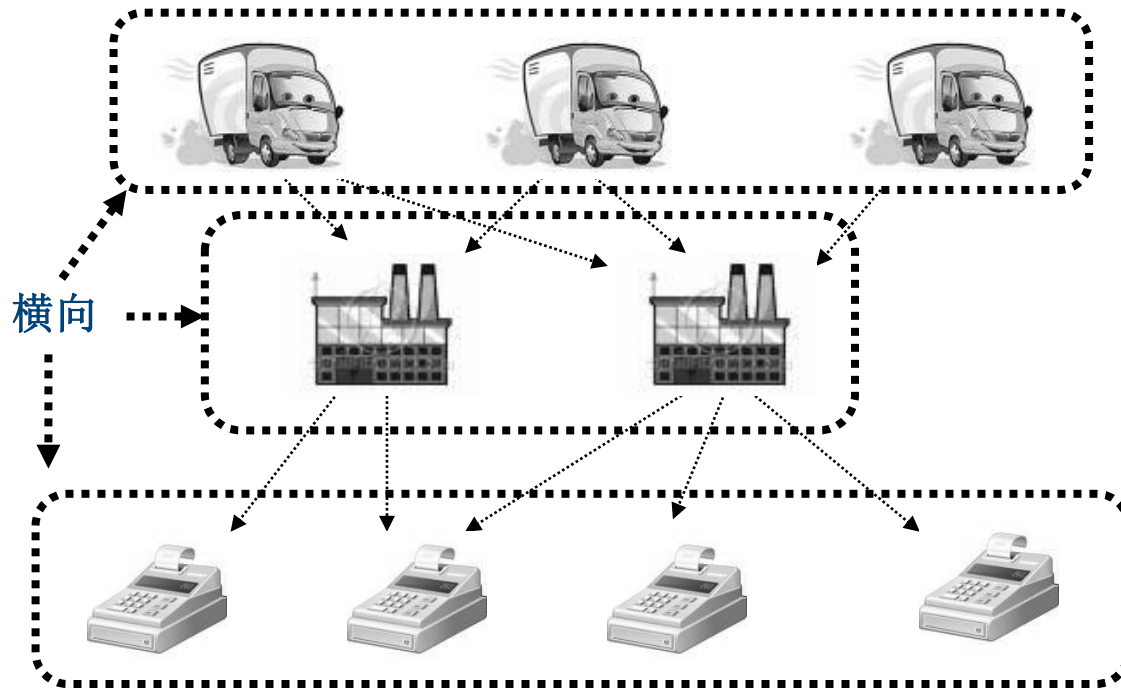
2

口頭協議また口頭決定

3

書面上協議、口頭協議は明確に成立していないが経営者間に黙約等の協同行為がある。

横向垄断协议



横型独占協議

以下の横型独占協議は独禁法により禁止されている：

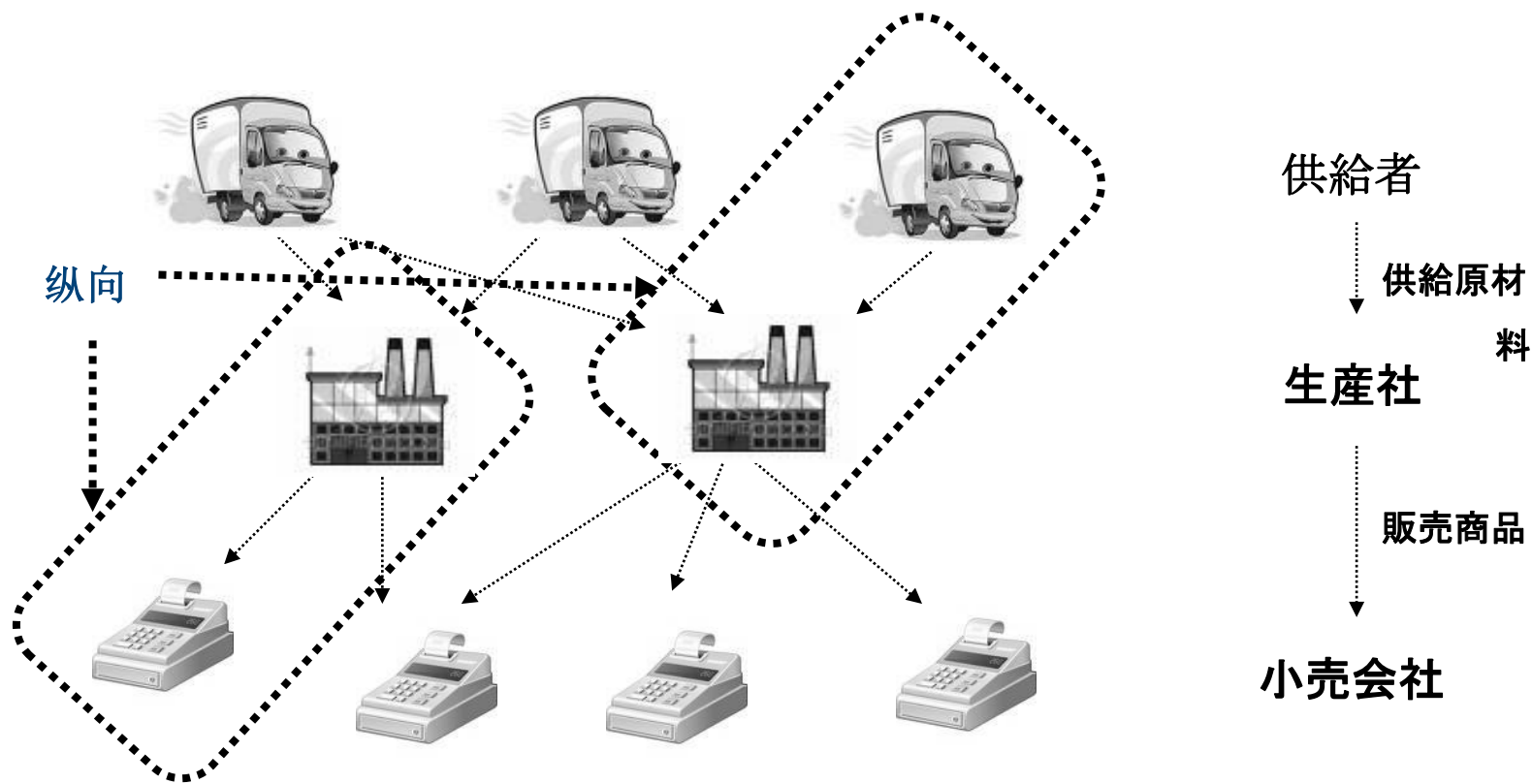
- (一) 価格を固定、変更する
- (二) 生産量また販売量を制限する
- (三) 販売市場また原材料の仕入れ市場を分割する
- (四) 新技術、新設備の購入を制限；また新技術、新製品の開発を制限
- (五) 取引を共同協議し、拒否する
- (六) 国務院アンチ独占執行機構により認定されたその他の独占協議、

例：共同入札



Don't

縱型独占協議



縦型独占協議

以下の横型独占協議は独禁法により禁止されている:

- ◆ 経営者は取引先と第三者に対して販売価格の独占協議を成立させる
- ◆ 経営者は取引先と第三者に対して最低販売価格の独占協議を成立させる
- ◆ 経営者は取引先とその他の独占協議を成立させる

Don't

独占協議の安全項目

独禁法から免除される独占協議:

- ✓ 技術改善、新製品開発のため
- ✓ 製品の質をアップさせるため
- ✓ コストを下げるため
- ✓ 効率を高めるため
- ✓ 製品の規格、標準を統一させるため
- ✓ 専門的分業をさせるため
- ✓ 中小企業の効率をアップし、競争力を強化するため

-----请见

下页

独占協議の安全項目

独禁法から免除される独占協議:

- ✓ 社会貢献のため
- ✓ 不景気で、販売量の大幅減少また生産過剰を防ぐため
- ✓ 対外貿易及び対外経済提携の利益を確保するため

法的責任

- アンチ独占執行機構より違法行為の停止を命じます
 - 違法所得が没収されます
 - 年売上額の1%－10%の罰金を課されます
 - 独占協議未成立の場合、50万円以下の罰金を課されます
-

縦型独占協議に対しての啓示

Avoid

...競争相手と以下の面において商談、意見交換また協議の成立を避けるべき

- 価格
- 割引
- 販売条件
- 奨励計画、市場投資
- 他の投資者と共同入札

Avoid

... 他の競争相手から上記の情報を入手

Beware

... その他の場面で競争相手と接触する場合慎重に対応すべき

... 気まずい話題を避けるべき

縦型独占協議に対しての啓示

Avoid

... 競争相手と以下の事項について成立、商談しない:

- 顧客
- 地域
- 販売網また商品の種類

Do

... 以上の面に関して協議を成立される前に法的意見を求めるべき。

縦型独占協議に対しての啓示

X
Avoid

...以下の面において卸業者、小売業者に対して制限、コントロールする：

- 最低価格
- 割引また優待販売

✓
DO

競争に関わる協議に関しては法的意見を求めるべき。

市場支配立場の濫用

中国の裁判所受理した案件

- (一) 劉方榮は重慶市保険協会に対して起訴しています。
- (二) 重慶西部破産清算有限公司は中国建設銀行重慶南坪支店に対しての起訴案。
- (三) 周澤は中国移动通信グループ北京有限公司、中国移动通信グループに対しての起訴案。
- (四) 李方平は中国ネット通信グループ有限公司北京分公司に対しての起訴案。
- (五) 唐山人人情報サービス有限公司は北京百度ネット通信有限公司に対しての起訴案。

中国の裁判所受理した案件（続き）

- （六）北京中経縦横情報サービスセンターは北京百度ネット通信有限公司に対しての起訴案。
- （七）北京書生電子技術有限公司は上海盛大ネットワーク発展有限公司及び上海玄霆情報有限公司に対しての起訴案。
- （八）湖州一亭白蟻防止サービス有限公司は湖州市白蟻防止研究所有限公司に対しての起訴案。
- （九）鄭敏杰は威瑞信数字サービス（中国）有限公司、インターネット名称及びデータアドレス配分機構（ICANN）に対しての起訴案。

市場支配立場

市場支配立場の定義

経営者は関連市場において価格、数量またその他の取引条件をコントロールでき、或は他の経営者に対して市場への参入を拒絶できる立場のことを意味します。

《アンチ独占法》第17条

市場支配立場の判断

以下の内一つ当たる場合、当該経営者は市場支配できる立場にあることを推定できる：

- (1) 一人の経営者は関連市場でのシェアが二分の一に達している場合；
- (2) 二人の経営者は関連市場でのシェアが三分の二に達している場合；
- (3) 三人の経営者は関連市場でのシェアが四分之三に達している場合。

上記の第二、三は条件を満たしていますが、ある経営者の市場シェアが十分の一を満たしていない場合、当該経営者は市場支配できる立場にあることを推定できない。

市場支配立場の判断



- 市場シェアは市場支配立場を判断する際に重要な指標である
- 関連市場の認定は重要である
- 市場支配できる経営者はビジネス行為において厳しく制限されている

市場支配企業の義務

- 不公平の高価格で販売または不公平の低価格で購入；
- 正当な理由がなくコストより低い価格で販売；
- 正当な理由がなく取引先との取引を拒絶；
- 正当な理由がなく取引先に対して自社のみまた指定する経営者との取引を限定する；
- 正当な理由がなくセット販売、また合理的でない条件付きで取引を行う；
- 正当な理由がなく条件が同様な取引に対して価格等について差別化にする

Don't

市場支配企業の義務



市場支配企業は国務院アンチ独占機構よりその他の市場支配できる立場を濫用する行為を行ってはならない。

国家工商行政管理総局は価格独占以外のその他の市場支配できる立場を濫用行為の認定責任を持っている。

市場支配できる立場の濫用禁止についての
関連規定（草案）



市場支配企業の義務

Don't

市場支配企業は 国務院アンチ独占機構よりその他の市場支配できる立場を濫用する行為を行ってはならない。

国家発展改革委員会は市場支配できる立場濫用の価格独占行為を管理している。

アンチ価格独占規定（草案）



市場支配立場の濫用に対しては提示

一般経営者

市場支配できる立場を認定されることを避けるため、一般経営者は日常取引を行う際に以下を守るべき：

Beware

- 対外宣伝及び内部の資料、報告にて自社の市場シェアを過大評価しないこと、将来の調査にて市場支配できる立場の証拠として看做される；
- 市場シェア大きい経営者は商業活動を行う際に専門弁護士の意見を求めるべき。

知的財産権の濫用

経営者知的財産の法律、行政法規に基づいて知的財産保護行為を行う際に、当該法を適用しない；ただし、経営者が知的財産を濫用し、競争を排除、制限する行為は当該法を適用する。（《独禁法》第55条）

《知的財産権におけるアンチ独占の指針について》の草案

- 知的財産権におけるアンチ独占の指針は国家工商総局により起草されます。
- 国家工商総局は2009年3月に課題研究グループを設立しました。現在最新バージョンは指針（バージョン四）

積極的な面

- アンチ独占執行機構は知的財産権を所有することで経営者が市場支配立場にあるのを推定します。
- 経営者知的財産権を所有することによって特別な義務を負う必要がない、また経営者は市場支配立場を濫用してはならない。

《知的財産権におけるアンチ独占の指針について》第6条。

知的財産権許可の拒絶

- 下記の知的財産権許可の拒絶行為について、アンチ独占執行機構は市場支配立場濫用の違反行為を認定できる：
 - (1) 不平等且つ差別で知的財産権の許可を拒絶する；
 - (2) 拒絶された知的財産権は許可申請者が市場参入の必要項目であり、当該申請者は関連市場での競争ができなくなり且つ市場での競争及び創造に悪影響を及ぼす。（《指針》第18条）

知的財産権の抱き合わせ販売について

- 下記の条件に満たしている抱き合わせ販売について、アンチ執行機構は禁止を命じる：
- （1）知的財産権の所有者は抱き合わせ販売品市場において支配立場にある；
- （2）抱き合わせ販売品とセット商品は性質上また取引習慣上において関係ない商品である；
- （3）抱き合わせ販売はセット商品市場に悪影響を及ぼす。知的財産権所有者の抱き合わせ販売品市場での支配力をセット商品市場に延伸している。
（《指針》第19条）

パテント協同販売

- 二社また二社以上のパテント所有社は各自のパテントを第三者に相互許可また協同許可を与える。
 - 下記のパテント協同協議は競争の排除、制限する可能性がある：
 - (1) パテント所有者は協同販売以外において独自にパテントの所有を禁止する；
 - (2) 所有者に対して、改善また研究開発された非必要パテントを協同販売社また許可者に強制的に販売させる；
 - (3) 申請者からの協同パテントの有効性についての質疑を拒否する；
 - (4) 正当な理由がなく、同一市場において各申請者に対して異なる費用を徴収する；
 - (5) 正当な理由がなく、許可者また申請者に対して独自或は第三者との協同開発、協同販売することを制限する。
- (《指針》第24条)

標準制定及びパテント利用の実施

同時に下記の条件を満たす場合、独禁法違反の可能性がある：

- (1) パテント所有者またパテント申請者はそのパテントが国際、国内、業界、地方標準になる可能性があるとのことを知っている；
- (2) パテント所有者またパテント申請者は標準通りに知的財産政策を制定しない、標準になるパテント情報また既に公開された申請情報などを公表しない；
- (3) パテント所有者は標準を公表された後に標準になるパテントを主張する；
- (4) 当該行為は関連市場においての競争や創造に悪影響を及ぼす。
(《指針》第25条)

四川徳先科技有限公司と上海索広電子有限公司、ソニー社間の独禁案件

- 2004年11月，原告四川徳先科技有限公司は上海市第一中級裁判所で被告上海索広電子有限公司及びソニー社に対し訴訟を起こした。
-

- 原告：索広社はソニー向けのバッテリーにInfoLITHIUM技術を採用。当該技術は密キー識別システムを投入されているため、デジタルビデオ機、デジタルカメラとバッテリーに排他になる。
- 他のブランドのバッテリーはソニー製デジタルビデオ機、デジタルカメラにて使用することができない。
- 原告は自社の品勝バッテリーをソニー製デジタルビデオ機、デジタルカメラに適用させるため、100万経費を投入、密キー識別システムを解読した。
- 原告側は、両被告が市場においての支配力を利用し、消費者を騙しセット販売を実施している。この行為は《アンチ不正競争法》の第2条、第12条を違反し不正競争となる主張している。
- 原告側は両被告に対し、密キー識別システム付のデジタルビデオ機、デジタルカメラ及びセットリチウムバッテリーの生産、販売を要請；且つ10万元及びその他の費用10万元を要求した。

- 被告：
 - 1. 索広社が生産したソニーデジタル商品及びバッテリーに関して知的財産権を所有している。知的財産は独占性を持っている。索広社はこれらの商品に関しては生産許可を所得している。原告の品勝バッテリーはこの知的財産を使用しているため原告側も知的財産権を侵す疑いがある。
 - 2. 現在ソニー製バッテリーは専用商品であり、ソニー製商品においてしか使えない。この商品は国標識がないため規格は創始社によって決められ、原告は真似しようとするれば当該規格に合わせなければならない。
 - 3. 智恵型リチウムバッテリーは普通のバッテリーと違って、当該技術は情報交換機能が付いている。商品機能の要求に応じてこの技術のみ正確時間を表示することによって消費者にバッテリーアウトを知らせる。また、リチウムバッテリーは危険性があり、識別技術の使用によって汎用品を防ぎ消費者と自社の知的財産権を守ることもできる。
 - 4. 原告側の訴訟は法的根拠が不足している。中国現行の関連法律規定から判定すると、原告側の主張は法的根拠がない。

-
- 上海市第一中級裁判所は本案を審査した結果：
 - 両被告はデジタルビデオ機、デジタルカメラ及びセットのリチウムバッテリーにInfoLITHIUM技術を使用。
 - 但沒有证据显示両被告はデジタルビデオ機、デジタルカメラにおいて非ソニー製バッテリーを適用させないために他の識別技術を使用する根拠がない。
 - 従って、原告側の「両被告は識別技術を通じてソニー製デジタル商品とソニー製バッテリーをセット販売させる」との主張は事実根拠がない。
 - 結果としては、裁判所は原告の訴訟に対して却下した。裁判後、原、被告側共上訴しなかった。
-

啓示

本案发生在中国《反垄断法》出台之前，本案虽然以原告的败诉而告终，但是如果发生在今天，可能判决结果会有一些区别。

以上

Email: jiangliyong@gaopenglaw.com

TEL:010-59241159 Mobil: 13522798124